

平成30年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 平成30年8月20日（月）

【開会】 10時00分

【閉会】 12時03分

【場所】 教育会館 第1会議室

【出席委員】

教育長 渡邊 直美

委員 前田 博明

委員 中村 香

教育長職務代理者 吉崎 静夫

委員 小原 良

委員 高橋 美里

【出席職員】

教育次長 小椋 信也

教育委員会事務局担当部長 総合教育センター所長兼務 小松 典子

総務部長 野本 宏一

総務部担当部長 杉本 眞智子

教育環境整備推進室長 古内 久

職員部長 小田桐 恵

学校教育部長 市川 洋

健康給食推進室長 金子 浩美

生涯学習部長 前田 明信

庶務課長 森 有作

庶務課担当課長 瀬川 裕

企画課長 田中 一平

企画課課長補佐 吉永 太

健康給食推進室担当課長 阿波 賢一郎

健康給食推進室担当係長 小川 大輔

生涯学習推進課長 大島 直樹

生涯学習推進課係長 栗須 正則

生涯学習推進課職員 新津 尚之

指導課担当課長 加藤 るみ子

指導課担当課長 稲葉 武

調査・委員会担当係長 高橋 勉

書記 茅根 真帆

【署名人】

委員 小原 良

委員 中村 香

(10時00分 開会)

1 開会宣言

【渡邊教育長】

ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

2 開催時間

【渡邊教育長】

本日の会期は、10時00分から12時00分までといたします。

3 傍聴（傍聴者 1名）

【渡邊教育長】

本日は、傍聴の申し出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしとして、傍聴を許可します。

4 非公開案件

【渡邊教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項 No.1、議案第27号及び議案第28号は議会への報告案件で、意思決定過程にあるため、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に著しい支障を生ずるおそれがあるため、議案第29号は、特定の個人が識別され得る情報が含まれており、公開することにより、個人の権利、利益を害するおそれや争訟に係る事務に関し、市の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、この案件を非公開とすることによりよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは異議なしということでございますので、そのように決定いたします。

なお、報告事項 No.1、議案第27号及び議案第28号につきましては、議会での報告後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

5 署名人

【渡邊教育長】

次に、署名人でございます。本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。小原委員と中村委員にお願いいたします。

6 議事事項 I

議案第26号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に係る報告書（平成29年度版）について

【渡邊教育長】

それではまず、議事事項 I に入ります。

「議案第26号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に係る報告書（平成29年度版）について」でございます。

説明を企画課長にお願いいたします。

【田中企画課長】

それでは「議案第26号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関する報告書（平成29年度版）について」御説明いたします。

お手元の議案書をごらんください。表紙をおめくりいただきますと、左側の「はじめに」といたしまして、本報告書作成の趣旨等を記載してございます。また、ページ下の点線の囲みに、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の抜粋を記載しておりますが、要約いたしますと、教育委員会に対し、「毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行うとともに、その結果に関する報告書の議会への提出及び公表」を義務付け、また、点検、評価に当たって、学識経験者の知見を活用する旨が規定されております。

本報告書は、平成29年度における教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について、本市の教育に関する基本計画である、「かわさき教育プラン」の進捗管理を目的として自己評価を行い、大学教授や公募市民等で構成する「川崎市教育改革推進会議」において御意見をいただき、作成したものでございます。

次に、右ページの「目次」をごらんください。報告書の構成といたしましては、全4章の構成となっておりますが、本日は別添の資料「概要版」により、概略を御説明させていただきます。

恐れ入りますが、「資料」の1ページをお開きください。第1章は、「教育委員会の活動状況」でございます。昨年度は定例会12回、臨時会10回の教育委員会会議を開催し、合計92件の審議を行っております。その他、会議以外の活動状況も記載しております。また、報告書の本編に審議案件等一覧を掲載しておりますので、後ほど御確認いただきたく存じます。

続きまして、2ページをごらんください。「かわさき教育プラン 第1期実施計画の全体像」として、プランの構成をお示ししております。現行の「かわさき教育プラン」は、平成27年度から概ね10年を対象期間として策定し、教育基本法に規定される、教育振興基本計画として位置付けております。

対象期間を通じた基本理念として、「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」、基本目標を「自主・自立」、「共生・共働」と定め、その実現に向けての具体的な取組を8つの基本政策に整理しております。

3ページをごらんください。「点検及び評価の項目」でございますが、第2次かわさき教育プランは、中段のピラミッド図にございますように、基本理念、基本目標のもと、8つの基本政策、18の施策、53の事務事業で構成されております。

このうち、具体的な点検評価の項目といたしましては、基本政策から事務事業までを対象とするとともに、8つの基本政策ごとに達成状況の基準に照らし、AからCの3段階評価を行っております。

それでは基本政策ごとに御説明してまいります。

4ページをごらんください。基本政策1「人間としての在り方生き方の軸をつくる」でございます。なお、本日は、各基本政策の「主な取組成果」、「達成状況」、「主な課題」、「川崎市教育改革推進会議における意見内容」及び「今後の取組の方向性」について、記載内容を要約し、御説明させていただきます。

それでは、はじめに昨年度の主な取組成果でございますが、一つ目として、「キャリア在り方生き方ノート」などの活用方法について研修等を行い、全ての学校で実情に応じたキャリア在り方生き方教育に取り組むことができました。三つ目として、キャリア教育に全市をあげて取り組んだことで、文部科学大臣からキャリア教育優良教育委員会として表彰されました。

次に5ページをごらんください。主な課題でございますが、一つ目として、各学校の特色を生かした、キャリア在り方生き方教育の取組を支援する必要があります。また、二つ目として、キャリア発達を計画的・系統的に促すため、高等学校における「キャリア在り方生き方ノート」が必要であると考えております。

4ページに戻りまして、ページ右上の達成状況でございますが、取組成果等を踏まえ、「A」といたしました。

5ページの中段をごらんください。川崎市教育改革推進会議における意見内容といたしまして、二つ目として、「キャリア在り方生き方教育の取組は、長期的に子どもを見守り、教育的効果を捉えていく必要がある」などの御意見をいただいております。

各基本政策の最後に、今後の取組の方向性を記載しております。

一つ目として、研修会などを通じて、全校での取組を支援するほか、二つ目として、高等学校

では、「キャリア在り方生き方ノート」を作成・配布し、各学校の実情に応じた活用ができるよう支援してまいります。

1枚おめくりいただき、6ページ及び7ページをごらんください。基本政策2、「学ぶ意欲を育て、『生きる力』を伸ばす」でございます。

主な取組成果といたしましては、一つ目として、全ての小・中学校において、習熟の程度に応じた指導を実践し、授業の理解度が増すなどの効果が見られました。二つ目として、ALTを活用した授業の実施等により、積極的に英語を活用する児童生徒の割合が増加しております。三つ目として、学校司書につきましては、各区3名、計21名を配置したこと、五つ目として、全ての市立中学校で完全給食を開始したこと、六つ目として、幸高校全日制や川崎総合科学高校定時制商業科の開設など、高等学校において多様な学習ニーズに対応する教育活動の充実が図られたことなどを記載しております。

7ページ中段の主な課題といたしましては、二つ目の新学習指導要領への対応や、三つ目の児童生徒の運動する機会の充実やスポーツへ参加する機運を高めることなどがございます。

以上の取組成果等を踏まえ、6ページ右上の達成状況は「A」としております。

7ページ中段下の教育改革推進会議における意見内容でございますが、一つ目として、「習熟の程度に応じたきめ細やかな指導を引き続き実施してほしい」、また、三つ目として、「学校司書配置モデル事業について、今後も進めてほしい」などの御意見をいただいております。

今後の取組の方向性といたしましては、一つ目として、全ての学校で算数・数学を対象とした習熟の程度に応じた指導に取り組むとともに、ALTの更なる活用などにより、児童・生徒の英語力向上を図ります。三つ目として、学校司書等の配置を進め、読書環境の充実を図ってまいります。

続いて、8ページ及び9ページをごらんください。基本政策3、「一人ひとりの教育的ニーズに対応する」でございます。主な取組成果といたしましては、一つ目として、児童支援コーディネーターの専任化を推進し、支援が必要な児童の情報を集約・整理し、より迅速に校内の教職員への共通理解を図ることができるようになったほか、二つ目として、医療的ケアを希望した14名の児童生徒への看護師派遣、三つ目として、スクールカウンセラーの配置による相談活動の充実や、スクールソーシャルワーカーの派遣による児童生徒の問題行動等の未然防止や早期対応など、専門的機能を積極的に活用して対応を図ったことを挙げております。また、五つ目として、新中学1年生の新入学準備金として、入学前の3月に支給時期を変更するなど、経済的理由により就学が困難な児童生徒への支援の充実を図りました。

9ページの主な課題といたしましては、一つ目として、いじめ、不登校などさまざまな課題に対して、校内支援体制の構築による組織的な支援とともに、専門機関との連携による支援を総合的に推進していくこと、二つ目として、支援ニーズが多様化していることから、担当教職員の専門性の向上などが必要と考えております。

以上の取組成果等を踏まえ、8ページ右上の達成状況は「A」としております。

9ページ中段の教育改革推進会議における意見内容でございますが、一つ目として、「共生・共育プログラムについて引き続き取り組むこと」、二つ目として、「特別な教育的ニーズへの現状把握や支援」、三つ目として、「学校以外の居場所の一つである適応指導教室」に対する御意見等をいただいております。

今後の取組の方向性といたしましては、一つ目として、「かわさき共生＊共育プログラム」エクササイズ集に対応した職員研修の実施、三つ目として、適応指導教室などの一人ひとりのニーズに応じた教育の機会確保等を図ってまいります。

続きまして10ページ及び11ページをごらんください。基本政策4、「良好な教育環境を整備する」でございます。主な取組成果といたしましては、一つ目として、登下校時の安全対策のため、地域交通安全員の配置など、通学路の危険箇所の改善を進めたこと、二つ目として、学校防災教育研究推進校を4校指定し、各学校の実情に応じた防災教育を推進したこと、また、三つ目として、「学校施設長期保全計画」に基づく改修工事や学校トイレの快適化の実施を挙げております。

次に11ページの主な課題といたしましては、一つ目として、引き続き、安全教育と安全管理の両面から、子どもの安全確保に取り組む必要性、二つ目として、学校の防災機能の強化、また三つ目として、安全で快適な教育環境の早期実現に向けた学校施設長期保全計画の着実な実施などの必要がございます。

以上の取組成果等を踏まえ、10ページ右上の達成状況は「A」といたしました。

11ページ中段の教育改革推進会議における意見内容でございますが、一つ目として、「区役所や警察との綿密な調整」、二つ目として、「学校や地域の実情に応じた防災教育を市内全校へ展開していくことが重要」などの御意見をいただいております。

今後の取組の方向性といたしましては、一つ目として、登下校時の安全確保、二つ目として、防災教育の推進、三つ目として、トイレ改修の加速化等による、安全安心で快適な教育環境整備などに努めてまいります。

続きまして、12ページ及び13ページをごらんください。基本政策5、「学校の教育力を強化する」でございます。主な取組成果といたしましては、二つ目として、各区・教育担当による学校訪問等を通して、学校や家庭・地域においてますます多様化・複雑化しているニーズに対して、迅速かつ適切な対応が図られました。また、三つ目として、教職員の資質の向上について、ライフステージに応じた悉皆研修を行い、教職員の教育力を高めることができました。

次の13ページの主な課題といたしましては、一つ目として、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、努力義務化された学校運営協議会の設置についての検討、三つ目として、教職員の働き方改革が求められている中で、教員が授業や学級経営、児童生徒指導等の本来的な業務に一層専念できるよう、学校運営体制の再構築に向けた取組についての検討をする必要がございます。

以上のとおり、教職員の働き方・仕事の進め方改革という、今後の大きな課題があることを踏まえ、12ページ右上の達成状況につきましては、「B」としております。

13ページ中段の教育改革推進会議における意見内容といたしましては、一つ目として、「学校、家庭、地域が協働する環境づくりが重要」、二つ目として、「教員の長時間勤務を改善するため、教職員の働き方改革を進めていく必要がある」などの御意見をいただいております。

今後の取組の方向性といたしましては、一つ目として、学校と地域の連携協力による、「地域とともにある学校づくり」、三つ目として、教職員の働き方・仕事の進め方改革に向けた取組、また四つ目として、教員の授業力向上に向けた取組等を推進してまいります。

続いて、14ページ及び15ページをごらんください。基本政策6、「家庭・地域の教育力を高

める」でございます。主な取組成果といたしましては、一つ目として、寺子屋の運営を担う人材等の確保に向けた寺子屋先生養成講座などを開催するとともに、地域の寺子屋を38カ所で展開したほか、二つ目として、地域教育会議の活動を推進するため、リーフレットや研修用DVDを作成いたしました。また、三つ目として、企業等との連携による「家庭教育支援講座」を開催するなど、家庭の教育力の向上に向けた取組を進めております。

次に、15ページの主な課題といたしましては、一つ目として、地域の寺子屋事業の運営を担う団体や人材の確保、三つ目として、仕事を持つ保護者などの学習機会の充実が、それぞれ必要であると考えております。

以上の取組成果等を踏まえ、14ページ右上の達成状況は「A」といたしました。

15ページ中段の教育改革推進会議における意見内容といたしましては、一つ目として、「子どもたちが社会参加する機会を設けることは重要であり、そのような機会を地域教育会議のような地域主体で設けることが、学校と地域の協働につながる。」という御意見や、二つ目として、「家庭教育については、受講が難しい要因などを把握する必要がある。」などの御意見をいただいております。

今後の取組の方向性といたしましては、二つ目として、家庭教育については、これまで受講できなかった方々が学べる機会を提供すること、三つ目として、「地域の寺子屋事業」については、全小・中学校への展開に向けた取組を推進してまいります。

続いて、16ページ及び17ページをごらんください。基本政策7、「いきいきと学び、活動するための環境づくり」でございます。主な取組成果といたしましては、一つ目として、市民自治の実現を担う人材を育成するため、さまざまな社会教育振興事業を実施しました。二つ目として、市立図書館ホームページのスマートフォン版の開発を行い、市民の利便性向上を図りました。また、三つ目として、川崎区の市民館機能のあり方を検討し、平成30年3月に再編整備の方向性をまとめました。

下段の主な課題といたしましては、一つ目として、「社会教育振興事業への参加者数」や「社会教育振興事業を通じて新たなつながりが増えた割合」が減少傾向にある中で、より多くの方に参加していただける事業の実施が必要であるとともに、市民による地域の学びの機会提供や、学習の成果を地域に還元できる仕組みの構築の必要がございます。二つ目として、市立図書館の入館者数が減少していることから、その要因を分析し、市民ニーズに応じた図書館サービスを検討する必要性を挙げております。三つ目として、社会教育施設が老朽化していることから、長寿命化の推進が求められること、また、四つ目として、社会教育施設の管理運営における民間活力の適正な活用についての検討を挙げてございます。

このように、参加者数や入館者数の減少が課題としてあること等から、ページ右上の達成状況につきましては、「B」といたしました。

17ページ上段の教育改革推進会議における意見内容といたしましては、一つ目として、「地域にはいろいろな経験や知識を有する方がいるはずで、それらをコーディネートする人材の育成が重要である。」、三つ目として、「社会教育施設の民間活力の活用については、質的なサービス向上の検討も必要」などの御意見をいただいております。

今後の取組の方向性といたしましては、一つ目として、市民の自主的な学習や活動をコーディネートしていく人材を育成し、地域活動のネットワーク化を図ることで、さまざまな市民の社会

参加と知縁づくりに努めてまいります。三つ目として、社会教育施設の市民サービス向上を図る効率的・効果的な運営のため、民間活力の適正な活用について検討してまいります。

最後に、18ページ及び19ページをごらんください。基本政策8、「文化財の保護活用と魅力ある博物館づくり」でございます。主な取組成果といたしましては、一つ目として、「川崎市地域文化財顕彰制度」を創設し、未指定文化財の顕彰と記録を推進する運用を開始しました。三つ目として、市内初の国史跡に指定された橘樹官衙遺跡群については、「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」を策定しました。また、四つ目として、日本民家園開園50周年事業では、歌舞伎公演やオペラ公演などさまざまな企画・公演を展開いたしました。

19ページ上段の主な課題といたしましては、一つ目として、橘樹官衙遺跡群については、公有地化等を含めた整備計画の策定を挙げております。三つ目として、日本民家園及びかわさき宙と緑の科学館においては、関係部局と連携しながら、国内及び海外向けに広報活動の充実が必要だと考えております。

このような取組成果等を踏まえ、18ページ右上の達成状況としては「A」としております。

19ページ中段の教育改革推進会議における意見内容といたしましては、二つ目として、「博物館については、観光資源として情報発信する方法などを検討する必要がある」などの御意見をいただいております。

今後の取組の方向性といたしましては、一つ目として、橘樹官衙遺跡群については、本市の貴重な宝として、将来を見据えた整備を行い、全国にその魅力を発信していきます。二つ目として、博物館施設については、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等を機会として、集客力を強化し、広域観光の魅力づくりを図ってまいります。

以上、報告書の概要を御説明いたしました。

なお、本報告書につきましては、委員会で可決をいただきました後、8月下旬に開催される文教委員会に提出して御説明するとともに、各区役所市政資料コーナーやホームページ等で公開する予定でございます。

議案第26号についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。御質問などございましたらお願いいたします。

【吉崎教育長職務代理者】

よろしいですか。

【渡邊教育長】

吉崎委員、どうぞ。

【吉崎教育長職務代理者】

基本政策2なんですけれども、これはこれでいいんですけれども、全国学力調査がこの4月に、小学生、中学生やられましたよね。この速報が出まして、小学校は相当よかったですね、今回ね。びっくりするぐらい。中学校はまあ、平均、全国並みかなってという感じでした。

聞きたいのは、今後なんです、そういう全国学力調査っていうことの、こういう成果の中に示すっていうことが、いろんな構図ありますけども、わかりやすいっていうかな、全国の大体何分の1点だよとか、こういう点では特に、今回みたいに小学校すごくいいんで、このぐらい成果が出ているよとか、そういうのって、やっぱり市民にとってすごくわかりやすいっていうかね、単純過ぎるっていう問題もありますけども、わかりやすく。

一方、大阪みたいにね、政令都市で一番低いとなると、ちょっと市長さん頭のほうに血が上っているみたいで、給料にも反映するとかですね、ボーナスですね、さまざまなことを言われていますが、これはちょっと行き過ぎですが、今回の4月にやった成果って、結局29年度の成果なんですよね、4月だから。実は30年度の成果ではなくて、終わった成果が29年度にやられて4月ですからね。

そういうことも、今後は入れていくつもりはないのかどうかということと、もう1点、今日、学校教育部長いらっしゃるんで、センター所長さんもいらっしゃるんで。小学校って、今回かなりよかったと思うけど、政令都市20だとトップ5ぐらいに入っていたんですか。

わかればちょっと教えていただきたい。

【田中企画課長】

評価のことから。

【吉崎教育長職務代理者】

今度、来年以降にそういうのを入れる気はあるかどうかということですよ。

【田中企画課長】

全国学力調査が始まる前から、本市では学習状況調査を行っておりまして、一定学力の状況は捉えていると思っているのですが、アンケートの結果については、例えば今回入れさせていただいておりまして、習熟度別の授業をやった結果、授業がわかりやすいと感じている生徒がいるかどうかということは重要だと思うので入れているのですが、学力調査自体の結果を入れることについては、今までちょっとこの指標にすること自体は少し後ろ向きというか、反対意見が多かったものですから、入れていないです。

【吉崎教育長職務代理者】

それもよくわかるんですけども。

【田中企画課長】

少し、他都市の事例等も研究しながら、うまいこと、多分メリットとデメリット、委員がおっしゃるとおり、あると思いますので、少し研究しながらですね、うまいこと入れられるようであれば、メリットがデメリットを上回るようであれば入れていくということを検討してまいりたいと思います。

【吉崎教育長職務代理者】

わかりました。両面あるのは私も十分知っています。ただ、市民としてはね、義務教育にお金つぎ込む以上はいわゆるアカウンタビリティというんですけど、そういう意欲の精神面も大事だけでも、成果はどうなのって、ちょっと思っているんだと思うんですよ、市民の方も。およそ安心できるようなデータがもしあれば、川崎って公立やっばり頑張ってるねっていうのが、よくわかるわけで、ぜひ検討いただいたほうがいいかなと私なりには思っています。

今回どうだったんですか。

【小松教育委員会事務局担当部長 総合教育センター所長兼務】

では、お答えします。速報版のほうでもお話はさせていただきましたが、委員がおっしゃられたように、小学校の算数がよかったというところがあります。ただ、正答率等を考えてみますと、全国平均の中で大きな差異はないところです。5%以内であれば大きな差はないとされていますので、昨年度と比べましても、プラスマイナス1パーセント上がった、上らないかっていうような程度で、昨年度と大きくは中身的には変わらないところです。

ただ、政令の中での位置は、少し変わりはしましたけれども、川崎の先生たちがこれまでに、本当に大事にしていることを、授業で一生懸命やってくさっていることが、やっぱり子どもの授業の成果にもつながっていますし、意識のところでもつながっているところです。

あと次回、教育委員会のこちらの場でも詳細版のほうは御報告させていただきたいと思います。以上です。

【吉崎教育長職務代理者】

所長さんがおっしゃっていることはよくわかるんですけど、5パーセントっていうのはものすごく大きくて、これは有意差っていうことなんですけど、5パーセントっていうのは、国としてはその間に入っていれば、ほぼいいですよっていうんですけど、すごい差なんですね、これだけの人数をやっている場合、5パーセント上がるっていうのはね。

見たら、結構高かった。3、4パーセント上にいっているのが幾つかあったと思うんですが、私はそれはね、相当の成果だと思うんですよ。だから、その辺のところはね、やっぱりいいところはやっぱり説明、市民に出してあげるっていうのはすごくいい、安心するっていうか。じゃないと、公立と私立の競争とか何かいろいろ心配されている方もいらっしゃるでしょう。でも、公立で十分やれているんですよってことが、市民の安心感になるっていうのかな。私はやっぱり、積極的にこの辺は出したほうがいいんじゃないかなと思っていますね。

以上です。

【渡邊教育長】

昨年度の点検評価になるので、ちょっとその部分は。

【吉崎教育長職務代理者】

出せないかもしれない。

【渡邊教育長】

古くなってしまっているので、例えば今お話あったように、30年度のは今の最新の状況がもう、明らかになっていて大変いい状況にあるというようなお話いただいている中ですが、これですと、一つ前の話をすることになっちゃうんですね。その問題をどう書くかという部分なんですけど、一応御検討いただきたいと思います。

他の委員さん、いかがでしょうか。

中村委員どうぞ。

【中村委員】

2つ達成状況がBになっているところがあるんですけども。8月末に近づいてきているわけですから、半年過ぎてきていまして、今後の取組課題のところについて、どれぐらいまで進んできているのでしょうか。

【田中企画課長】

御指摘いただきましたものですね、まずは1つは基本政策の5ですね。冊子のほうでいいますと52ページです。

学校の教育力を強化するというので、先ほど御説明の中でもちょっとだけ御説明させていただきましたけれども、教職員の働き方・仕事の進め方改革が非常に全国的にもですけれども、川崎でも結果が出まして、教職員の長時間勤務がすごく課題になってきたということも踏まえまして、今年、事務局の中にも担当を設けまして、今、基本的な考え方と、それからそれに基づく当面の方策を策定しているところです。

今年度中には、当面の方策も取りまとめまして、来年度以降推進していこうと思っておりますし、あと今年度既に先行的に実施しております事務支援員ですとか、部活動指導員、それから学校の休業日ですとか、先行的に取り組んでいるところもございますので、今後も積極的に進めてまいりたいと思っております。

もう1つはですね、7ですかね。64ページになります。基本政策の7の「いきいきと学び、活動するための環境づくり」ということで、こちらにつきましては、ここに65ページのところで、主な課題のところ少し書き込みをしておりますが、社会教育振興事業自体に参加していただける数ですとか、それからアンケートを行って、社会教育振興事業の大きな目的は、人と人とのつながりをつくっていくということだと思いますので、そういう新たなつながりがふえましたかっという質問に対して、ふえたと答えた方が少し減っているというところですか、あと図書館の入館者数が少し減少しているというところを捉えてですね、達成状況をBとしております。

社会教育振興事業のほうは、もう事業の中身を魅力的なものにしていくですとか、それからやっぱり座学だけだと、どうしても人と人とのつながりがふえないので、少しワークショップ的なものを設けてですね、参加者と参加者が話す機会を設けていくですとか、そういったような内容の検討をしております。

それから図書館については、なかなか難しい面もございますが、今サービスを充実すればするほど、例えばホームページ上で予約をする、それから返すときには図書館に来なくてもボックスに返せるようにする、としますと、入館者数が減ってしまうという問題もございますので、ちょっとトータルに図書館のサービスの向上っていうのはどうあるべきかっということを今検討して

いるところでございます。

以上でございます。

【中村委員】

よろしいですか。

【渡邊教育長】

お願いします。

【中村委員】

そういうことを、Bのものに関しては、今どういうことに取り組んでいるかっていうことも説明していただけるといいのかなと思ったのが1つ。あと、図書館とかそういうものに関してなんですけれども、こういう量的な評価だけではなくてアウトカムとか、どういう成果が出たかっていうようなところも、質的なことも今後考えていただきたいと思います。

【渡邊教育長】

小原委員、どうぞ。

【小原委員】

何点かちょっと教えてほしいんですけども、この達成状況のAとかBとかいう評価があるんですけども、これは教育改革のほうで決めているものですか。

【田中企画課長】

AとかBの達成状況につきましては、基本的には事務局のほうで判断をいたしまして、あと、この後報告事項でもう一つございます、総合計画の評価とも整合を図りながら、事務局のほうで案をつくっているところです。教育改革推進会議でも御意見をいただいております。

【小原委員】

これ、この達成状況自体は教育改革のほうで評価するっていうことは可能ですか。

【田中企画課長】

事務局の案を入れた上で、教育改革推進会議からも御意見をいただくという方針でやっておりますので、そのほうが流れとしてはいいのかなと思っております。

【小原委員】

何ていうかな、教育改革のほうで、客観的に見てどうであったかっていう評価っていうほうが、教育委員会がつくっているというよりは、説得力があるのかなとは思っているのですが、できない部分はできないでそれは構わないですけども、そういう意見も一つ取り入れることもお考えいただければと思います。

それと、別の話ですけども、基本政策2の7ページのスポーツ、体力テストの結果っていうところで、主な課題③のところなんですけども、「中学校では依然として低い状況にあるので」っていうところで、そのあと、「スポーツへ参加する機運を高める必要があります」というふうになっているんですけども、ちょっとお聞きしたいのは、体力テストイコールスポーツというような感覚で大丈夫でしょうかということなんですよね。

ちょっと、この課題っていうところで単純に考え過ぎていないかっていうところですね。例えば、昔の話ですけど、小学生の話ですけど、サッカーをやっている小学生は全く野球ができなかったとか、逆に野球をやっている子たちはサッカーができなかったとかっていうのがあるので、単純にスポーツっていうと、そういうふうなところが含まれてきてしまうのかもしれないので、体力っていうことに関して、イコールスポーツっていうふうに結びつけられるかどうかっていうことは一度ちょっとお考えになったほうがいいのかなというふうに思っております。それと、これは意見であくまでも。

それと、8ページの主な取組成果のところ、③で「スクールカウンセラーの全中学校への配置」っていうところがあって、結果的に「問題行動等の未然防止や早期対応につなげました」というふうになっているんですけども、その後、教育改革推進会議のほうは、9ページのほうに③で「学校以外の場所を整えることも重要であるため」っていうような話が出てきています。

学校以外の場所っていうのは、それは別に否定することではないんですけども、この相談活動が充実したのは、それはそれでいいことなんですけども、子どもたちがどういうことを考えているかっていうのを、どうやって情報収集ができるかっていう手段を考えていかないと、問題行動っていうか、その前の子どもたちが今何を考えているかっていうところの窓口というか、そういうのが必要になってきたのかもしれないというふうに私は考えています。

今、子どもたちが考えていることってなかなか表に出てこなくて、急に学校の中で出てきたりとかっていうこともありますので、そういうことも踏まえた上で、この相談っていうことを捉えていかないといけないのかなと。場合によっては、日常の何でもない会話のやりとりの相談の中から、本当の悩みが出てきたりとかっていうこともあるかと思っておりますので、そういう体制がどうやって構築できるかっていう部分も考えていただきたいというふうに思います。これも、あくまでも意見です。

あと、15ページの基本政策の「家庭・地域の教育力を高める」っていうところで、課題の③のところ、「これまで各種家庭教育事業を受講できなかった家庭に対し」、「学習機会を充実させる必要がある」というところなんですけども、確かにそういう部分はあるのかなというふうに感じております。

ただ、どこまでそれができるのか。場所、特に場所の問題ですね。社会教育施設だけでできる状況では、もうないのかなというふうに思っているんで、そうじゃない場所をどうやってつくっていくかということを考えていかなければいけないかなというふうに思います。

場合によっては、今PTAでは家庭教育学級みたいな学校の中でやってますけども、例えば今子どもに対して寺子屋があります。だけど、それが家庭教育に対しての場として、何か試験的にそういうふう部分がやっていくことができるのかとかっていうことも、一つの手段かもしれないので、その辺もちょっとこれから考えていかなければいけないかなというところです。

1番最後ですけども、その次の「いきいきと学び、活動するための環境づくり」っていう、

17ページの今度の取組の方向性③のところなんですけども、社会教育施設の最後のほうに「民間活力の適正な活用」というふうになっているんですけども、具体的に何かありますか、これは。

【渡邊教育長】

先ほどまでは御意見でよろしいですか。

【小原委員】

はい。

【渡邊教育長】

今までのところを振り返って、それぞれ事務局の担当のほうから。

【小原委員】

今までの意見になるので、大丈夫です。

【田中企画課長】

社会教育施設の民間活力の適切な活用、これは今の行革プログラムにも書いてあるとおりになんですけど、今までで言いますと、ぱっと思いつくのは指定管理なんですけれども、今のところ、市民館だとか図書館とかには指定管理は川崎市では導入しておりませんので、一部委託というような形で、管理業務だとか、図書館ですと、カウンター業務ですとか、バックヤードのほうについては、一部委託しているというところで、もう少し民間活力を導入できる部分がふえないのかということと合わせて、あと市民サービスの向上の観点で、もう少し、例えば開館時間を長くするっていうのは一番のところだと思うんですけど、その辺のことも合わせてですね、市民サービスの向上と民間活力の活用の範囲を広げていけないかということを検討するという部分でございます。

【小原委員】

そうすると、多分運営とかそういうのを委託する可能性が出てくると思うんですけども、そうなったときに、社会教育っていう部門自体の力って落ちないですかね。大丈夫なんですかね。

【田中企画課長】

結局ですね、民間活力の導入をして、サービスが落ちてしまっただけでは意味がございませんので、ここのはあわせて、必ずサービスの向上と、民間活力の活用とあわせて検討するというところで今進んでおりますので、一定できているとは思えます。例えば、図書館であれば、レファレンス業務は市の職員がやっていて、簡単な貸出の業務だとか、バックヤードの本の片づけだとかは委託をしているということで、今までもそういう切り分けでやってきておりますので、そのところは大事にしていきたいというふうに思っております。

【小原委員】

事務のところは委託をするかもしれないけども、きちんと社会教育になっている部分に関しては職員がやると。

わかりました。ありがとうございます。

【渡邊教育長】

あとは、いただいたのは御意見でよろしいですか。

【小原委員】

大丈夫です。

【渡邊教育長】

何か、事務局のほうで補足的に説明するところがあればお話してください。もしないようでしたら、御質問ではないということでございますので、結構ですが、よろしいですか。

では、他の委員さん、いかがでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

小原委員の意見にちょっと追加する形になるんですけど、先ほどの15ページの家庭教育についてということで、私も昨年度教育改革推進会議の審議会の委員をしていたときに、このことについて意見を出させていただいたんですけども、なかなか今までのように、一つの場所に集まって日中仕事を休んでとか、そういう今までのやり方で家庭教育を推進していくのはすごく難しい状況だということをお話をさせていただいて、なので本当に、例えばICTを活用するとか、全く違うシステムで家庭教育を考えていくっていう視点もちょっと入れていただきたいなというふうに思っているので、ちょっとつけ足しをさせていただきます。

これは意見なので、よろしくをお願いします。

【渡邊教育長】

前田委員、どうぞ。

【前田委員】

2点ありまして、1つは、やはり中村委員がおっしゃったようにBの達成状況になったものについての今後の取組の方向性のところで、やはりちょっと方向性は読ませて、13ページと17ページを見ると、まだ17ページの方向性のほうが読んでいて具体的に、ああそういう方向性なのかなということが伝わってくるんですが、13ページの、特に3番と4番についてはちょっとやはり同じように、書いてあることはわかるんだけど、具体的にはどういう改革なのかなとか、授業力向上に向けた取組って、一体何を指しているのかなっていうところが、もうちょっと方向性がわかるような書き方ができるといいかなという感想を持ちました。

それから2つ目は、全体そうなんですけど、主な課題と今後の取組の方向性についての書き方で、課題が例えば3つあれば、取組もちゃんと丁寧に3つきちっと書いてあるところもあれば、4つ

課題があって、5つ取組の方向性を書いてあったり、3つ課題があって、2つしか方向性がなかったり、ざっと読んだんですけど、まとめてあるものもあれば、抜けてるものもあるように思うんですが、この辺の書き方は整合性がどうなのかなっていう、課題で上がっているんだけど、今後の方向性ではまとめてなかったりっていうのが、見られるようにちょっと感じたんですね。その辺、ちょっとまた御検討いただけるといいかなというふうに思いました。

以上です。

【渡邊教育長】

御意見ということでよろしいですか。

【前田委員】

はい。

【渡邊教育長】

それでは他に、よろしいでしょうか。

では、改めまして、ただいまの議案第26号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、ただいまの議案第26号は原案のとおり可決いたします。

【渡邊教育長】

傍聴人の方に申し上げます。会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退出くださいますようお願いいたします。

<以下、非公開>

7 報告事項

報告事項 No. 1 「川崎市総合計画」第1期実施計画・総括評価結果について

【渡邊教育長】

それでは次に、報告事項に入ります。

「報告事項 No.1 『川崎市総合計画』第1期実施計画・総括評価結果について」でございます。説明を企画課長にお願いいたします。

【田中企画課長】

それでは続きまして「報告事項 No.1 『川崎市総合計画』第1期実施計画・総括評価結果について」御説明いたします。

報告事項1、冊子の2ページ及び3ページをお開きください。川崎市総合計画は、全ての行政計画の基本となる計画でございます。簡単に、総合計画について御説明いたしますと、平成28年3月に策定された現行の計画は、3ページの図1-2にございますように、30年を展望した「基本構想」、概ね10年を対象とした「基本計画」、4年ごとの「実施計画」の3層構造となっておりますが、今回の総括評価の対象となっております「第1期実施計画」は、平成28年度及び29年度の2カ年を計画期間としています。

4ページをごらんください。基本構想には、上から、「めざす都市像」、「まちづくりの基本目標」の下に、黒地に白抜きで5つの基本政策が定められています。

また、その下に属する白いボックスが、23の政策となっております。このうち、基本政策の「2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり」に連なる政策の「2 未来を担う人材を育成する」と「3 生涯を通じて学び成長する」、基本政策4の政策8「スポーツ・文化・芸術を振興する」の一部に、教育委員会関連の事務事業が含まれており、合わせて52の事務事業が位置付けられています。

それではA3の資料『川崎市総合計画』第1期実施計画・総括評価結果について」をごらんください。こちらは、「1 趣旨」にあるとおり、「川崎市総合計画」第1期実施計画における教育委員会事務局の施策等の総括評価結果をまとめたものでございます。

「2 『川崎市総合計画』第1期実施計画・総括評価結果」の概要についてでございますが、先ほど御説明したとおり、教育委員会が所管する事務事業は52事業ございまして、「目標をほぼ達成」したものが51事業、目標を下回ったものが1事業ございました。資料には記載がございませんが、目標を下回った事業は、「地域の寺子屋事業」でございまして、「地域や学校の実情に合わせて進めることで、立ち上げに向けた準備期間が必要であったなどの原因から、56カ所の目標に対して、38カ所への拡充となった」ことにより、「目標を下回った」としたところでございます。

また、市全体で73ある施策のうち、教育委員会が所管する施策は6施策ございまして、それらについて総括評価を行った結果、第1期実施計画の目標に向けて、概ね順調に推移しております。

資料右側の表に「施策の達成状況区分別 施策数」に記載したとおり、教育委員会が所管する6施策のうち、4施策については、「A 順調に推移した」、2施策については、「B 一定の進捗があった」といたしました。

下段の「2 施策の総括評価結果について」をごらんください。「B 一定の進捗があった」としたのは、(4)「学校の教育力の向上」と、(6)「自ら学び、活動するための支援」でございまして、(4)「学校の教育力の向上」につきましては、成果指標にある、「今住んでいる地域の行事に参加している」が目標値を下回る状況、(6)「自ら学び、活動するための支援」につきましては

は、成果指標にある、「社会教育振興事業参加者数」及び「図書館の入館者数」が現状値を下回る状況となりまして、それぞれ評価を、「B 一定の進捗があった」としたものでございます。

最後に、総合計画の評価として新たに、「外部評価」を行っております。冊子に戻りまして、7ページをお開きください。外部評価は、下段の図1-5のとおり、学識経験者と公募市民から成る「川崎市政策評価審査委員会」による評価で、政策の柱ごとに評価する施策を選定し、審査が行われるものでございます。

8ページをごらんください。教育委員会事務局が所管する施策からは、「3 政策評価審査委員会の各部会における審議結果について」にございますように、「施策2-2-2 一人ひとりの教育的ニーズへの対応」が選定されております。

市が行った評価の結果について、「透明性、客観性及び公正さが確保されており妥当である」との審査結果をいただきました。

また、表の「付帯意見」欄のとおり、「さまざまな支援を必要とする児童・生徒が増えている中、支援の未実施率が低下していることは評価できる。今後は、課題を抱えた児童への支援の質を高めるため、児童支援コーディネーターの研修、校内の体制強化、支援事例の全市における共有などをより一層進めていくことを望む。」などの御意見をいただいたところです。

『川崎市総合計画』第1期実施計画・総括評価結果について」の説明は以上でございますが、本結果につきましても、8月下旬の文教委員会において御説明を行う予定でございます。

以上でございます。

【渡邊教育長】

以上のとおり御説明をいただきました。御質問などございましたら、お願いいたします。

中村委員、どうぞ。

【中村委員】

A3のほうで2つ、一定の推進があったがBだっているところがあるんですけども。お話を伺うと、どちらも社会教育的な内容なのかなと思うんですけども、その辺はどのように改善されていく予定なのでしょうか。

【田中企画課長】

よろしいですか。先ほどの教育プランのほうと整合をとってございまして、どちらがどちらに整合しているものないんですけども、どちらも同じ事務事業を行っておりますので、齟齬があるといけませんので、整合をとってございまして、(4)の学校の教育力の向上につきましては、先ほどプランで御説明いたしました、教職員の働き方、仕事の進め方改革が大きな課題であるということ捉えて、総合計画でも、教育プランでもBとしております。

(6)のところ、中村委員がおっしゃるような社会教育的なところで、こちらも先ほどと同じようにですね、社会教育振興事業自体への参加者が減っているですとか、つながりがふえたと感じている参加者が減っているですとか、図書館の入館者数が減っているというところを踏まえてBとさせていただいたということになります。

一つは学校教育、一つは社会教育ということで捉えています。

【中村委員】

先ほどおっしゃった、地域のいろんな事業への参加率が低いっていうのは。

【田中企画課長】

子どもが地域の行事に参加していると答えたものが低いという指標が、総合計画の中でございまして、そこが目標に達していなかったために、総合計画のほうの自動判定でもBになっているという形になります。

【渡邊教育長】

よろしいですか。

【中村委員】

それは結局、地域の行事に参加しないっていうのは社会教育的な内容だと思うんですよ。

【田中企画課長】

はい。

【渡邊教育長】

他の委員さんはいかがでしょう。

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

今あった、地域の行事に参加しないっていうのは、表1-4のところのどこですか。ちょっと、表の内容にあんまりついていけてなくて、表1-4、目標を下回ったっていう事業が一つあるんですけど、それについてはどこを見たらいいんですか。

【田中企画課長】

今、御質問があった、一つだけ事業の達成度が4になっているものはですね、冊子の報告1の27ページのですね、上段の表の施策を構成する主な事務事業の評価のところの3番目です。地域の寺子屋事業の事業の達成度ですね、28年度の事業の達成度の評価は4になるということです。

【渡邊教育長】

場所はよろしいですか。

【高橋委員】

はい。

もう1回すみません。④になったっていうのは、どの指標で④になったのかというのは、地域

の寺子屋事業ってありますけれど、寺子屋に参加する子どもが減ったっていうわけではなくて、地域の行事についての、地域の行事について参加する子どもが減ったっていう事例ですか。

【田中企画課長】

そうではございませんで、地域の寺子屋事業は事務事業という括り、一番下の括りなんですけれども、地域の寺子屋事業というのは、事務事業自体にも実は目標があつてですね、これは施策評価シートという、事務事業よりも上の評価なので、事務事業の細かい目標設定だとか、事務事業の評価というのは書いていなくて、それがまとまったものが1行あるだけなんですけれども、実は地域の寺子屋事業を詳しく、事務事業だけで評価していきますと、もともとこの年度に56カ所まで広げますという目標を定めておりました、それが結果として38カ所までにしか広がらなかったものですから、達成度4としたというところです。

【高橋委員】

わかりました。ありがとうございます。

【渡邊教育長】

ちょっと二つの評価がありますので、わかりにくい点があるかもしれませんが、内容的には先ほどの議案第26号で扱ったのと同じように御理解いただければよろしいのかなというふうに思います。

高橋委員、何かありましたらどうぞ。

【高橋委員】

今のお話だと、寺子屋の事業について、56カ所が38カ所になってしまったので、事務事業としての評価は4だったということなんですけど、さっきの26号の家庭・地域の教育力を高めるとか、こちらの施策での家庭・地域の教育力向上ってところに寺子屋の事業が入っていると思うんですけど、そちらだと、特に寺子屋については問題になっていないというか、評価もAになっているので、ちょっと、あれって思っ

【田中企画課長】

なかなかちょっと、実は寺子屋事業、数ある事務事業の中でも、ちょっと何て言うんですか、評価になじまないという意味では特別な事業かなと思っておりまして、一応全校実施に向けて枠は市として用意します。一生懸命支援もしますという事業になっておりまして、ただ、寺子屋事業をやっていただく主体は地域の方々ということで、結果として、広がらなくても仕方がないというスタンスで臨んではいるのですが、ただ、目標としては枠は用意してございますので、総合計画の枠の中で機械的に評価をすると、こういう56に対して38ということで、事務事業という形では4にならざるを得ないというような事業という形です。

ただ、その上の評価の施策評価ですとか、教育プランですと、もっと上の基本政策という面で評価いたしますと、きちんと成果は上がっていると、決して寺子屋の開講数が減ってきているというわけではなくて、30カ所が38カ所になっているということで、成果は上がっているとい

うふうに捉えておりました、ちょっとこういうような評価になっているということです。

【高橋委員】

自動的に、開校数とか、そういう数で評価してしまうと、4ということになるけれども、それはあくまで量的なものであって、それ以外の質的なものであるとか、今やっているものの寺子屋の質的な向上とか、もちろん量も当初の、つくった目標に対しては達成はしていないものの、順調にふえてはいるという評価ということではよろしいですか。

【田中企画課長】

おっしゃるとおりです。

【中村委員】

すみません、よろしいですか。

【渡邊教育長】

中村委員、どうぞ。

【中村委員】

私もその辺がよくわからなかったんですけれども、多分この4番の学校教育力の向上のところがBになっているのは、この24ページの3番で今住んでいる地域の行事に参加している、どちらかと言えばしているという回答をした人の割合がCとかDについているからということですよ。

【田中企画課長】

ここも、なかなか我々が苦慮しているところなんですけれども、教育委員会の、教育プランのほうの評価については、割と指標も捉えておりますけれども、指標は一つの要素としてとらえていて、定性的な評価を大事にして評価をしていきたいと思っているんですけれども、総合計画のほうはですね、実はここにAとかBとかCとか、成果指標のところ、例えば今24ページのところで申し上げますと、AとかBとかCとかって自動的に判定されておりました、このA、B、Cが合算されて、この施策について仮判定が出ます。仮判定が、この24ページでいいますと、この24ページの合算した仮判定が25ページのところの選択区分、Bと出ますけれども、この仮判定が出たものに対して、そのまま置いておくか、それか、いやこれは教育委員会としては指標としては仮判定するとBだけでも、きちんと成果は上がっているんだっていう、定性的な評価でAに上げるかっていう判断を、再度いたします。

ここについては、一定指標が、仮判定でB。しかも、先ほど申し上げましたように、教職員の仕事の働き方・進め方改革がきちんと進めていかなきゃいけないという課題があるということで、これはBのままいたしました。

一方で、BとなったものをAにしたものがですね、こちらの報告書でいいますと、18ページですね、冊子のところでいうと、18ページのところでですね、成果指標の5番目、不登校児

童生徒の出現率の小学校については、これはD判定となっております。これも、仮判定ではBになっていたのですが、こちらにつきましてはですね、児童支援コーディネーターなどで、きちんと見取りが進んだ結果、少しパーセンテージがふえているんだらうとかですね、定性的な評価をいたしまして、これはAだろうということで、教育委員会のほうで評価を変更した結果、先ほども申し上げました、外部評価の審査委員会でも、これは妥当だというような審査をいただいたところでございます。

こんなような形でですね、なかなか教育プランと総合計画の評価の仕方が少し枠組みが違うものですから、なるべく整合をとっているというのが実情でございます。

【中村委員】

評価の仕方はよくわかったんですけども、逆に言うと、この、今住んでいる地域の行事に参加しているかどうかというのを上げるためには何をされる予定なんですか。

見取りが出来ていれば、評価を上げるっていうお話でしたよね、いろんな意味で。ここに関しては、働き方改革とかもあるからBのまんまだっていうお話だったんですけども、これ自体に対してはどうなんですか。

【田中企画課長】

24ページの3のところですよ。今住んでいる地域の行事に参加している。ここは、なかなか多分学校の先生方でないとお答えしづらい部分だとは思いますが、例えば子どもたちが地域のお祭りに出ていくとか、そういうようなことをイメージして子どもは答えるんだと思うので、一朝一夕にはいかないとは思いますが、総合的な学習の時間で地域のことを学んだりですか、あと、社会科ですか、そういう関連教科の中で、地域に対する愛着ですか、誇りですか、そういうものを醸成していくことで、地域のお祭りに参加してみようかなとかですね、そういうような子どもたちの心を育てていくしかないのかなと思っております。

【中村委員】

ですよ。そういうことを学校教育の中でしていただくことが大事だと思うんですけども。

【杉本総務部担当部長】

教育改革推進担当のほうでは、キャリア在り方生き方教育をしているんですが、その中で、自分たちのまちを愛する気持ち、シビックプライドの醸成ということで、総合的な学習の時間でも地域に根差した教育資源を活用して事業を進めたりしています。すぐに地域を愛する心が数値として出るかというと、ちょっと時間がかかるかと思いますが、今一生懸命そういう心を育てている、事業を進めているところです。そういった中で、子どもたちが地域に目を向け、そして地域に参加していくことで、世代間を越えた豊かなかかわりができるといいなと思っています。

【渡邊教育長】

恐らく数字にあらわれないようなところがですね、あるかなと思ひまして、例えば周年行事などを拝見しましても、どちらの学校さんでも地域に対していろんな思いを語るような場面があり

ますよね。それは、周年行事があるからではなくて、日ごろの総合的な学習、総合的な学習の時間などで、そういう取組はしているんだらうと思うんですが、なかなかこういう、調査ものになりますと、どう答えようかなというふうに子どもたちも迷うところもあるでしょうから、なかなか実態を十分数値が反映するかどうかというのは難しいところがあるのかなと、そんな感じがいたしますけど。

【中村委員】

おっしゃるとおりで、数値が問題なのではなくて、これをどうとらえているかっていうことを、御説明の中では、これには触れずに働き方改革のほうもBだったからってという説明だったんです。そうじゃなくて、ここがだめだって言われているのであれば、ここの部分についてどうしていくかっていうことを、今教育長がおっしゃったようなことを言っていただけるほうがいいのかと思います。

【渡邊教育長】

小原委員、どうぞ。

【小原委員】

同じところなんですけど、成果指標でこの、今住んでいる地域の行事に参加している、どちらかと言えばしていると回答するっていうの、これ自体が個人的に思うのは、ちょっとそぐわないかなと、ここに出てくるのは、っていう気はしています。

ただ、今御説明があったところで理解はできるんですけども、行事に参加しているという感覚が例えばお祭り一つとっても、お祭りに行って、行っただけなのか、お祭りを運営したのかっていうことで大きな違いが出てくるはずなんです。

参加しているという感覚がどこにあるのかっていうところが曖昧になっているのかなっていうところがあって、それでこの答えは変わってきてしまうかもしれない。

これを本当に、例えば数値的に上げるのであれば、地域がどれだけ、例えばお祭り一つとっても、どれだけ上げたのを盛り上げていくというか、参加しやすい環境にしていうかっていうふうにししないと、子どもは集まらないというのが一つと、もう一つあるのは、お祭り自体を子どもたちが自分で運営できるような環境をつくっていけるかっていうことができれば、恐らくこの数値は上がってくるのではないかと思うんですけど、漠然と地域の行事に参加する、参加しないっていうふうになると、他のこともやってる子どもたちのほうが多いですから、単純に地域の行事に参加する数値っていうのは、恐らく上がり辛いだろうなというふうに感じています。

だから、この成果指標としてここに入れるのは適当なのかどうなのかっていうのが、はてなというような感じに、感覚になっているというところなんです。

もう一つあるのが、28ページの図書館の入館者数が減っているっていうのを、先ほどの話の中でもあったんですけど、図書館の入館者数が減っているかもしれないんですけど、図書館で勉強する人は増えてませんか。この辺ってどうなんですか。

【田中企画課長】

多分、入館者数の中で、勉強しているだけの人と、実際に本を借りた人の違いはあるんですけども、統計データとしてはちょっと存在しないので。

【小原委員】

ですよね。

図書館で借りる人は、僕はわかりませんが、図書館を利用している人っていうのは、かなり多いはずなんです。勉強で。図書館の勉強する場所、勉強する場所って言ってしまってもいいかどうかちょっとわからないんですけど、勉強しに来る人がかなりふえていて、場所がないくらいの感覚になってないかなというところなんです。その辺が、これは図書館の入館者数なので、本を借りに来た人なので、これはもうしょうがないんですけど、ちょっと僕にとってはちょっと違和感を感じているような部分なんです。

ただ、本を借りに来た人で言えば確かにそうだと思います。わかりました。
ありがとうございます。

【中村委員】

今の図書館の利用状況をもう少し詳細に検討しておいたほうがいいということですよ、きっと。

【小原委員】

そうですね。だから、実際に本を借りる人と、図書館に来ている人っていうのは、違う目的で来ている人もいらっしゃるかもしれないということはあるんですよ。

【前田生涯学習部長】

図書館の入館者のところの、成果指標の説明の欄、細かい記述で、恐縮なんですけれども、施設の入り口に機械を設置してありまして、そこを通過する人数でカウントしてございます。ですので、借りに来た人ももちろん含めますし、何と言うか、自習といいますか、そういったことでお見えになる方も含まれて、この数値の中でやっているということでございます。

ここでは、ちょっとこちらの資料には載せてはいないんですけども、図書の貸出件数なんかを参考に見てみますと、図書の貸出件数は、ここ数年でもそんなに大きく減っていないで、横ばいか、やや上がっているような状況が見受けられます。

ですので、ネットでいろいろ調べものをした上で、ある程度目的が定まった上で来ている方は依然としていらっしゃるんですけど、ある意味そうでない方といいますか、そういったことがちょっとどういう状況なのかは言えるかと思っております。

【小原委員】

ありがとうございます。

【渡邊教育長】

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

小原委員の御意見に追加する話なんですけど、先ほどの24ページの行事に参加している、していないという指標なんですけれど、私もちょっと学校の先生が頑張っって地域のことを教えるってこと以上に、それぞれの御家庭の事情とか子どもの習い事っていう事情のほうが今は相当影響が高い気がするんで、学校で頑張ったから上がるのかってというのは結構疑問というか、ちょっと指標としては、ちょっと違和感を感じるなっていうところがあります。意見なので。

かといって、すぐ多分この指標を変えることができるというわけではないと思うので、この指標の評価をする扱いの時に、単純に学校の教育だけでこれが上がるってことはないので、評価のときにちょっといろいろな角度で見ていただいたほうがいいのかなと思います。

【渡邊教育長】

実態の調査にはなっていますが、学習指導の結果としての数値になっているかどうかというところは、少し難しい面があるかもしれませんよね。

例えば、家庭で朝食をとるかとらないかっていうのを、学校教育の成果として見るべきものなのかどうかということもありますけど、調査の中にはね、そういうふうな項目が入ることもありますので、その辺の捉え方の方向かなという感じはいたしますけど。

【田中企画課長】

成果指標の大事なものと、すごくやったことに関する相関関係が見られるものと、そうでもない、おっしゃるようなものとあると思うんですけども、ちょっと今はそこまで、例えばこれは100パーセントと見るけどこっちは30パーセントしか見ないとか、そういう仕組みにはなっていないので、なかなかおっしゃるとおり、あとは定性的な評価のところでは補足していくしかないのかなと思っています。

【渡邊教育長】

それでは、ただいまの報告事項 No.1 でございますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、報告事項 No.1 は承認いたします。

8 議事事項Ⅱ

議案第27号 公益財団法人川崎市学校給食会の経営改善及び連携・活用に関する方針について

【渡邊教育長】

続きまして、議事事項Ⅱに入ります。「議案第27号 公益財団法人川崎市学校給食会の経営改善及び連携・活用に関する方針について」でございます。

説明を、健康給食推進室担当課長にお願いいたします。

【阿波健康給食推進室担当課長】

それではよろしくをお願いいたします。

それでは「議案第27号 公益財団法人川崎市学校給食会の経営改善及び連携・活用に関する方針」につきまして説明させていただきます。

お手元の資料の説明に入る前に、今回の「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定するに至った経緯について御説明させていただきます。

本市では、これまでも出資法人の「効率化・経営健全化」に向けた取組を推進してきたところですが、第三セクター等を所管する総務省の指針において、「効率化・経営健全化」だけでなく、「活用との両立」が求められるなど、出資法人を取り巻く環境が変化しております。こうしたことから、出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくという視点から、本年4月に改定した「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」に基づき、出資法人の新たな経営改善計画として、平成30年度から、平成33年度までの4年間の「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定することとなりました。

それでは、お手元の資料の「公益財団法人川崎市学校給食会の経営改善及び連携活用に関する方針」につきまして、説明させていただきますので、資料の1ページをごらんください。

はじめに、法人名及び所管課の表示の下にお示ししております、「法人の施策概要」についてでございます。

(1) 法人の事業概要につきましては、小中学校などの給食物資の調達に関する事業として、安全・安心で良質な食材を安定的に低廉な価格で供給しております。また、学校給食費の管理に関する事業として、給食物資代金の徴収と支払いを行っています。他に、学校給食実施に寄与する講習会や、研究会等を開催する事業、学校給食の普及奨励に必要な事業等を行っています。

(2) 法人の設立目的でございますが、学校給食会は事業をとおして、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育を推進し、豊かな市民生活に寄与することを目的として設立したものでございます。

また、(3) 法人のミッションにつきましては、学校から予納徴収された給食費を原資として、給食物資の調達購入、物資代金の支払い等の業務を行うことを基本としています。また、安全・安心な学校給食を児童生徒に提供するために、規格基準書に基づく厳密な品質の管理の徹底、給食物資の各種衛生検査や、給食物資の調査研究、物資加工工場の視察等を行うとともに、給食に関わる研究協議会や新製品展示会の開催、給食会だより等の発行による情報提供を行うことにより、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育を推進し、市民生活に寄与するものでございます。

次に、中段の「現状と課題」をごらんください。現状と課題につきましては、1点目に、安全で安心な給食物資を廉価で安定的に供給するためには、引き続き、物資の規格管理、衛生管理や情報提供、業者指導の徹底が必要となること、2点目に、学校給食費の未納につきましては、平成29年度から、中学校給食が全校実施されたことにより、給食費未納者への対応業務が増えて

いくことが予想されますので、より一層、未納の回収に努めていく必要があること、3点目に、今後ともより効率的に業務執行を図っていく必要があることを挙げています。

次に、下段の「取組の方向性」をごらんください。(1) 経営改善項目につきましては、1点目に、安全で安心な給食物資を提供するために、各種の検査の実施、給食物資の苦情についての業者指導を徹底すること、2点目に、学校と連携して給食費の効率的な回収に努めていくこととございます。

(2) 本市における法人との連携・活用につきましては、1点目に、給食物資の検査や苦情発生時の迅速な対応を、本市と学校給食会が連携して行うこと、2点目に、学校給食会の運営体制を維持していくうえでの適切な費用を補助し、経営健全化を推進していくこととございます。

続きまして、2ページをごらんください。「1. 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する計画」でございます。

上段、「4ヵ年計画の目標」につきましては、安全で安心な給食物資を廉価で継続的・安定的に学校に供給し、学校給食事業の運営が円滑適正に実施されるよう努めることや、安全・安心な学校給食を児童生徒に提供するために、規格基準書に基づく厳密な品質の管理徹底、給食物資の各種衛生検査や給食物資の調査研究、物資加工工場の視察等を行うとともに、給食に関わる研究協議会や新製品展示会の開催、給食会だより等の発行による情報提供を行うことを4ヵ年計画の目標としております。

続きまして、本市施策推進に向けた事業計画でございますが、①「安全で安心な給食物資の継続的・安定的な供給」につきましては、「給食停止等の発生件数」を指標とし、給食物資が原因となる給食提供停止等の発生件数をゼロとして維持すること、「学校給食用物資納入業者登録数」を指標として、平成29年度の現状値、28社より増加させ、平成33年度の目標値を33社に設定するものでございます。

「事業別の行政サービスコスト」の指標では、その事業にかかるコストから、市からの補助金・委託料を含まない、法人自身で賄った金額を控除して算出しています。プラスの場合は、市の財政支出で賄われるコストとなり、マイナスの場合は、コストを上回る自己収入があるということになります。

平成29年度の現状値は、5,226万6,000円で、平成30年度以降は、5,281万7,000円を維持してまいります。

次に、②「給食物資に関する苦情件数の削減」につきましては、「苦情への対応数」を指標として設定しております。学校給食会では、学校などの納入先から苦情があった際、物資を交換、代替品の納品等の対応をしておりますが、その実数の削減を目標値としております。平成30年度の目標値は、平成29年度の現状値と比較し、目標値が増加しておりますが、平成29年度途中から、中学校給食が開始したことから、その影響を加味して平成30年度の目標値とし、平成31年度以降毎年度減少を目指し、平成33年度の目標値を470件に設定するものでございます。

次に、③「給食物資の規格衛生検査の実施」につきましては、「給食物資が起因の食中毒を発生させないこと」を指標とし、平成29年度の現状値ゼロ件を引き続き継続して目標とするものでございます。

次に、④「成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育の推進」につきましては、「食育講座の参加人数」を指標とし、平成29年度の現状値80人の増加を目指し、平成33年度ま

で100人に設定するものでございます。

続きまして、「経営健全化にむけた事業計画」でございますが、①「給食費徴収業務の健全化」につきましては、「給食費の収納率」を指標として、平成29年度の現状値99.94パーセント以上の収入を確保していく目標値を設定するものでございます。

続きまして、「業務・組織に関わる計画」でございますが、①「公益法人会計に則った会計処理」につきましては、コンプライアンスに反する事案を発生しないことを指標として設定するほか、②「職員の資質向上に向けた取組」につきましては、「法人職員対象の研修会への参加、内部研修会の開催」を指標とし、法人職員として必要な知識を習得し、資質の向上を図るため、実施回数の増加を目標値としております。

3ページから5ページでは、指標を設定した各事業計画などについて、2ページ目に記載してある計画を個別に詳しく記載しており、6ページから7ページでは、参考として、目標値の過去4年の平均値や、指標・目標値の考え方を記載しております。

また、8ページでは、資金計画表として、現時点における法人の平成29年度の決算額と平成30年度の予算額、そして平成31年度から33年度の計画期間中の経営活動に伴う資金収支を作成し、お示ししているところでございますので、後ほど御参照ください。

私からの説明は以上でございます。

【渡邊教育長】

以上のとおり、説明いただきました。

御質問などございましたらお願いいたします。

【吉崎教育長職務代理者】

よろしいですか。

【渡邊教育長】

吉崎委員、どうぞ。

【吉崎教育長職務代理者】

3、4ページの資金計画なんですけど、29年度の決算と30年度の予算が大きく違うんですけど、事業収入。

【阿波健康給食推進室担当課長】

中学校給食が、平成29年度は年度途中から始まっておりますので、30年度は完全実施ということで、大幅増加しております。

【吉崎教育長職務代理者】

途中からだってことね。

【渡邊教育長】

中村委員、どうぞ。

【中村委員】

出前講座が80人から100人とかって書いてあるんですけども、これはどういうところかわかるのでしょうか。

【阿波健康給食推進室担当課長】

給食会が地域と連携した事業をやっているんですけども、例えば平成29年度ですと、愛媛県の漁協組合、お魚のほうの関係なんですけども、そういったところと連携しまして、学校のほうに実際に行きまして、例えばカツオの一本釣りとかですね、そういったものを体験してみたりすることを食育講座としてやっております。

【中村委員】

子どもを対象に。

【阿波健康給食推進室担当課長】

そうですね。

【中村委員】

そうしたらもっと一気に増えそうな気がするんですけど。

【阿波健康給食推進室担当課長】

そうですね、いろいろと連携の仕方につきましては、今後の課題だと考えておりますので、さまざまな方法を使って出前講座を増やしていきたいなと考えております。

【中村委員】

お願いいたします。

【渡邊教育長】

他の委員さん、よろしいでしょうか。

【吉崎教育長職務代理者】

もう一ついいですか。

【渡邊教育長】

吉崎委員、どうぞ。

【吉崎教育長職務代理者】

4ページにね、給食費の収納率っていうことなんですが、99.94でしょう、現状が。ほぼ

集められているってことですか。

【阿波健康給食推進室担当課長】

そうですね、99.9パーセント以上ってというのは、全国的に見ても高い数字になっております。

【吉崎教育長職務代理者】

これは相当どこか無理がかかっている。無理がかかっていないですか。

【阿波健康給食推進室担当課長】

特に無理ということではなくて、学校給食物資を購入するために、給食はどうしても給食費を集めなきゃいけないということもありますので、学校と連携して給食費を集めさせていただいているという状況です。

【吉崎教育長職務代理者】

それはわかるんだけど、これほど集められるってというのは、どこかに負担がかかっていないのか、学校が。

【阿波健康給食推進室担当課長】

学校側に負担という形では特別には掛かっていないと考えているんですけど、ただ、学校も、給食物資の納入につきましては、働き方改革の関係とかですね、そういった課題もございますので、国のほうで今検討させていただいているという状況でございます。

【小椋教育次長】

給食会にも、債権回収の担当の職員もはりつけて、学校の御協力を得ながら取り組んでいるという結果がこういう形になります。

【吉崎教育長職務代理者】

給食会がね。何か、教頭先生が大変だということないですか。

【小椋教育次長】

学校だけにお任せするっていうことではなくて、給食会が主体に、担当を置いて御協力いただきながらっていう、そういう結果が本市の収納率にあらわれていると思われまして。

【吉崎教育長職務代理者】

びっくりするほど数値高いから、もっと未納高いのがあるのかなと思ってました。安心しました。

【渡邊教育長】

それではただいまの議案第27号ですが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【中村委員】

すみません、もう一つ。

【渡邊教育長】

ごめんなさい。じゃあ、質問どうぞ。

【中村委員】

現状と課題とか取組の方向性っていうところで、どちらかっていうとオペレーションに関するような内容が多いんですけども、もっと何か教育的な活用みたいなのところも入れていただけるとよりよかったのかなという気がしたんですけど。

【阿波健康給食推進室担当課長】

給食会の役割といったところとリンクさせる必要がございましたので、給食事業全体の課題とは整理を別に行っているのですが、給食会として、どういう現状と課題があるのかといったところを中心に書かせていただいたんですけど、ちょっとその辺につきましては今後の課題というか。

【中村委員】

そうですね、法人の設置概要のところにはもう少し教育的な内容が市民に資するようなことと書いてあるわけですから、今回でなくても、少しずつ増やしていけるといいかなと思いました。

【渡邊教育長】

法人が担うべきところと、あと学校が主体的にやるべきものがあると思いますので、その辺はうまく分けていかないといけないかなとは思うんですけど。

【中村委員】

でも、設置目的に書いてありますよね。

【阿波健康給食推進室担当課長】

法人の設立した目的を書かせていただいておりますので、その辺と整合性を図るような形で書いております。

【渡邊教育長】

もともとね、給食物資の共同購入から始まった組織ですので、食育と言っても、いわゆる学習活動を行うためにつくった財団ではないということでございますので。

御意見としていただいております。

それでは改めまして、ただいまの議案第27号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第27号は原案のとおり可決いたします。

議案第28号 公益財団法人川崎市生涯学習財団の経営改善及び連携・活用に関する方針について

【渡邊教育長】

続きまして、「議案第28号 公益財団法人川崎市生涯学習財団の経営改善及び連携・活用に関する方針について」でございます。

説明を生涯学習推進課長にお願いいたします。

【大島生涯学習推進課長】

それでは「議案第28号 公益財団法人川崎市生涯学習財団の経営改善及び連携・活用に関する方針」につきまして御説明させていただきますので、議案書の1ページをごらんください。

はじめに、法人名及び所管課の表示の下にお示ししております、「法人の施策概要」についてでございます。(1) 法人の事業概要につきましては、1点目に「生涯学習に関する学習機会及び情報の提供並びに活動支援事業」といたしまして、「かわさき市民アカデミー協働事業」、「青少年学校外活動事業」などを、2点目に「生涯学習関連施設管理運営事業」といたしまして、大山街道ふるさと館並びに子ども夢パークの指定管理の受託を、3点目に「生涯学習活動及び情報に関する運営管理受託事業」といたしまして、「寺子屋先生養成講座」などの実施を、4点目に「収益事業」といたしまして、「生涯学習に関する多彩な体験講座事業」などを、それぞれ実施しているものでございます。

(2) の法人の設立目的でございますが、「川崎市における豊かな生涯学習社会の実現を図るため、教育、学術及び文化等に関する各種の事業を行うとともに、市民に自主的な活動及び交流の場を提供し、活力に満ちた市民自治社会の構築に寄与すること」を目的とするものでございます。

また、(3) 法人のミッションにつきましては、1点目に「全市的・広域的な視点から市民の課題解決に向けた生涯学習の支援を推進」すること、2点目に「シニア活動支援事業やかわさき市民アカデミーへの支援など、市民の高度で専門的な学習ニーズに対応した学習の場を提供」すること、3点目に「中間支援組織の特性を生かして学校教育やNPO法人、民間事業者、大学等との多様な連携により事業を展開」することでございます。

次に、下段の「現状と課題」をごらんください。社会を取り巻く環境が急激に変化の中で、地域課題や市民生活の多様化により、さまざまなニーズが生じており、行政のみでそれらに答えることは限界がございますことから、生涯にわたって学習し、自己の能力を高め、地域のために活動する人材を育成するとともに、地域課題を学び、解決していくための市民活動を促進するこ

とが求められております。こうしたことから、公益財団法人の設置目的や役割に基づき、全市的な視点で各事業を継続的・効果的に実施する中で、社会情勢に応じて事業内容を見直すことにより、経営基盤強化などに取り組むものでございます。

次に、「取組の方向性」をごらんください。(1) 経営改善項目につきましては、1点目に「公益財団法人としての使命をより積極的に果たしていくため、収益事業・施設提供事業による収益増によって、安定的な経営基盤の確保」を図ること、2点目に「組織体制や事務分担等の見直しにより、効率性を高めることでコスト縮減」を図ることとございます。

(2) 本市における法人との連携・活用につきましては、1点目に「本法人への適切な指導を行うことで、行政機関や民間とは異なる中間支援組織の特性を生かした学校教育やNPO法人等との多様な連携を進め、市民の生涯学習の充実」を図ること、2点目に「シニア世代をはじめとする地域人材の知識と経験を活かして、地域ぐるみで子どもたちの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点をつくる市の『地域の寺子屋事業』との連携」を図ることとございます。

続きまして、2ページをごらんください。「1. 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する計画」でございます。

上段、「4ヵ年計画の目標」につきましては、本市の生涯学習の推進のため、全市的・広域的な視点から、市民の課題解決に向けた生涯学習の支援や学習ニーズに対応した学習の場の提供をはじめ、学校教育やNPO法人等との連携による地域人材の育成など、市民の誰もが、いつでも、どこでも自主的に生涯学習に取り組めるような環境づくりを進めます。また、公益財団法人としての使命をより積極的に果たしていくため、収益増に取り組むほか、事業の効率性を高めることでコスト縮減を図り、安定的な経営基盤の確保を図ってまいります。

続きまして、本市施策に向けた事業計画でございますが、①「生涯学習に関する学習機会提供及び活動支援事業」につきましては、「事業参加者数」を指標としております。平成29年度の現状値は、1万2,094人で、平成30年度以降の目標値を、1万2,700人に設定するものでございます。

「事業別の行政サービスコスト」の指標では、その事業にかかるコストから、市からの補助金・委託料を含まない、法人自身で賄った金額を控除して算出しています。プラスの場合は市の財政支出で賄われるコストとなり、マイナスの場合はコストを上回る自己収入があるということとなります。

平成29年度の現状値は、2,428万5,000円で、平成30年度以降は、2,667万9,000円を維持してまいります。

次に②「生涯学習に関する情報収集、情報提供及び調査研究事業」につきましては、本法人の運営するホームページの「ホームページアクセス件数」を指標として、平成29年度の現状値、5万3,674件から、毎年度の増加を目指し、平成33年度の目標値を5万4,600件に設定するもの、次の「学習情報掲載件数」の指標は、ホームページへの掲載件数につきましては、平成29年度の現状値、1,832件から、毎年度の増加を目指し、平成33年度の目標値を、2,032件に設定するものでございます。

「事業別の行政サービスコスト」につきましては、平成29年度の現状値が、1,079万2,000円で、平成30年度以降は、1,163万5,000円を維持してまいります。

次に、③「寺子屋先生養成事業」につきましては、「寺子屋先生養成講座を受講し、『地域の寺子屋事業』への運営へ新たに参加した人数」を指標として、平成29年度の現状値、48人と同程度の毎年度50人ずつの増加を平成33年度までの目標値として設定するものでございます。

「事業別の行政サービスコスト」の平成29年度の現状値は、59万7,000円で、平成30年度以降は、66万1,000円を維持してまいります。

続きまして、経営健全化に向けた事業計画でございますが、①「自主財源の増加」につきましては、「授業料等収入の増加」を指標とし、平成29年度の現状値、2,457万1,000円から、毎年度収入の増加を目指し、平成33年度の目標値を、2,770万1,000円に設定するとともに、次の「施設使用料収入の増加」につきましては、平成29年度の現状値、2,071万7,000円から収入の増加を目指し、平成33年度の目標値を、2,178万8,000円に設定するものでございます。

②「財務改善」につきましては、「管理費の縮減」を指標とし、平成29年度の現状値、1億1,812万5,000円から、毎年度管理費の縮減を目指し、平成33年度の目標値を、1億1,271万1,000円に設定するものでございます。

続きまして、「業務・組織に関わる計画」でございますが、①「人材育成研修の実施及びコンプライアンスの遵守」につきましては、「研修の実施回数」を指標とし、平成29年度の現状値、4回から、人材育成の一層の強化に向けて、平成30年度以降の目標値を5回に設定し、次の「コンプライアンスに反する事案の発生件数」は、コンプライアンスに反する事案を発生させないことを目標値として設定するほか、②「事務・業務の点検」につきましては、「実施回数」を指標とし、平成29年度の現状値、1回から、平成30年度以降は半期ごとの点検実施により、改善策等を迅速に反映できるよう、目標値を2回に設定するものでございます。

3ページから7ページは指標を設定した各事業計画などについて、2ページ目に記載してある計画を個別に詳しく記載しており、8ページから10ページには、参考として、目標値の過去の4年の平均値や指標・目標値の考え方を記載しております。

また、11ページでは資金計画表として、現時点における法人の平成29年度の決算額と、平成30年度予算額、そして平成31年度から33年度の計画期間中の経営活動に伴う資金収支を作成し、お示ししているところでございますので、後ほど御参照ください。

説明は以上でございます。

【渡邊教育長】

以上のおりの説明をいただきました。御質問など、ございましたらお願いいたします。

中村委員、どうぞ。

【中村委員】

1ページ目の現状と課題のところに、「地域課題を学び」と書いてあるんですけども、課題は誰が設定するのかっていうのが社会教育ではすごく重要なところです。課題を発掘というか、個人がいろんな生きにくいと思っていることを個人の課題とするのではなく、それはもしかしたら地域の課題かもしれないっていう感じに課題を設定していくとか、課題をインキュベートしていくのが社会教育の役割だと思うんですね。そう考えると、「課題を設定し課題を学び」とか、設定

するところもすごく大事にしていかなければ社会教育のよさがなくなっていくのかなという気がするんですけど、どうでしょうか。

【大島生涯学習推進課長】

確かに委員おっしゃるとおりで、課題というものの設置っていうものは非常にやっぱり、幅広い捉え方あると思いますが、やはりそこをコーディネートするような職員の役割、あるいは財団の職員の役割っていうのも重要になってくると考えております。

財団の職員も市のOBの職員とかも入っていますので、そういった関係する職員がさまざまな課題を捉えて、それをどういうふうに事業等に反映していくかっていうのは、重要というふうに考えていますので、確かに設定という段階も重要な段階の一つなのかなというふうに考えています。

【渡邊教育長】

他の委員さん、いかがでしょうか。

どうぞ、中村委員。

【中村委員】

2 ページのところに、「施設使用料収入の増加」と書いてあるんですけども。これは値上げをすれば上がっていくと思うんですけど、値上げをしたら利用する人がいなくなっていくでしょうから、利用率を上げるってことがものすごく大事だと思いますけれども、その辺はどのように考えていらっしゃるんですか。

【大島生涯学習推進課長】

確かにおっしゃるとおり、値上げをすればというところもあるんですが、今現在、財団のほうともお話をさせていただいているのは、施設の貸出の利用の状況の中で、夜間の利用率があまり高くないというようなところがございまして、そういったところ、より利用をしていただけるような工夫を行っていく。あるいは昼間の利用につきましても、より稼働率を上げていくような工夫をしていくことを目標に、ここの施設使用料収入の増加というのを今後、図っていきたいというふうに考えています。

【中村委員】

ありがとうございます。

じゃあ、値上げではなく稼働率を上げていくということですね。

【大島生涯学習推進課長】

ただ、値上げにつきましても、市のほうの施設使用料の見直しの機会っていうのが定期的にございまして、そういったものと連携をしながら、施設の生涯学習プラザのほうも連動してそういったものを必要があれば検討をしてみたいというふうに考えております。

【渡邊教育長】

小原委員、どうぞ。

【小原委員】

すみません、2ページのところの「行政サービスコスト」っていうところを教えてくださいんですけど、このサービスコストっていうのは上がると、どういうふうに解釈すればいいんですか。

【大島生涯学習推進課長】

上がるとですね、市のほうの持ち出しというのが、事業費が上がっていく。

【小原委員】

ってことは、この状態だと、今を見ていると上がっていつているわけですよね。市のほうで出しているほうが多くなっているっていうことですか、これ。

【大島生涯学習推進課長】

もともとは、生涯学習財団は公益財団法人でございますので、市からの補助金を使っていろんなさまざまな事業をやっていただくっていうのが、まず一義的にあります。

それに加えて、財団独自で行うのが収益事業というのもありますので、そういったものはあわせて一応活動の原資ということになってまいりますので、もともと事業をやっていただく前提もございますので、完全に市の持ち出しがゼロになるというのは、あまり当該財団についてはないのかなというふうに思っています。

【小原委員】

そうすると、収益事業のほうで、上げていかなきゃいけないというか、増収をしていかなきゃいけないっていうことですよね。

【大島生涯学習推進課長】

公益財団法人でございますので、1番理想的なのは、収支が均衡しているというところで、あまり収益が上がり過ぎてもっていうところもありますので、状況としましては、公益事業のほうに、仮に赤字が出れば収益事業の黒字をそこで補填をしていくというような形で行っているところが現状でございます。

【小原委員】

そうすると、11ページをちょっと教えてくださいんですけど、収入と支出があって、29年度の決算で30年度の予算みたいな状態になっているんですけど、これ、どういうふうに解釈すればいいんですか。

【大島生涯学習推進課長】

確かに、この資金計画上では29年度の、減価償却費とか棚卸の額を反映させて、見かけ上は、

現金的には黒字になっていますが、こういった減価償却とかを含まない決算でいいますと、平成29年度が、約90万円ぐらいの赤字になっております。

平成30年度の予算につきましては、29年度については一部、例えばふれあいサマーキャンプの事業の一部中止であるとか、そういった事態がございましたので、結果的にそんなに赤字としては大きくならなかった状況がございますが、やはり財団が公益的にやらなければ財団の使命といえますか、そういったものに基づいていろいろ事業展開をしておりますので、そういった事業を例年ベースでやり続けますと、こういったちょっと赤字の予算組みになってしまうんですが、そこにつきましては、これまである損益、収益の部分の積み上げを活用して、そこを実際に取り崩すような形で今現在事業の平成30年度予算とかを組み立てたと、そういった状況でございます。

ただ、それを続けていきますと、いずれは減りになりますので、こういった収支改善の一応計画を立てまして、最終的には収支が均衡するような形の経営状況に持っていきたいというふうに、そういうふうに考えております。

【小原委員】

ということは、今は、今の状況はマイナスになっても手持ちの資産があるからそれを崩していきたいということですね。最終的には、収支がゼロになるような形に持っていききたいということだと。

【吉崎教育長職務代理者】

よろしいですか、2点。

【渡邊教育長】

吉崎委員、どうぞ。

【吉崎教育長職務代理者】

私も3億円ぐらいの公益財団2つの役員をやっているんですが、理事といろいろと。全く2つ違いましたね。一つは100パーセント補助金というか、寄附っていいですかね。もう一つは9割自身で稼いでまして、10パーセント寄附。ただ、そこで人がそちらのほうに本社のほうから行っていただいているので、人のお金が含まれていないんですけど、これはちょっとまた話が複雑なんですけど。

この財団の場合ですね、1点目は、自主的に稼ぐ部分と持ち出される部分が、どのぐらい、つまり自主で稼ぐのは何割程度がいいと考えているのかが1点。

2点目は、支出のほうですが、事業が6割で人件費が約4割、人件費等が4割なんです、この財団。6対4なんです、これをどの程度のを事業費の割合にしようと思っているのか。というと人件費をどの程度抑えようかっていうことにするんですけど。理想はないのかもしれないのかもしれないけど、おおよその目安っていうのは財団で持っているでしょうから。この2点を。稼いでいるのが何割ぐらい。2つ目は、人件費をどのぐらいに抑えるか。

【大島生涯学習推進課長】

先ほどの、まず1点目でございますが、自主的に収益を上げる部分ということも割合については、特段ここが目標というのは今持ち得ていないのが実際ですが、先ほど申し上げたとおり、最終的には収益事業と公益事業のほうが、収支がやっぱり均衡するというような、そこをやっぱり目標にしていかなければいけないというふうには思っております。

ですので、大変申し訳ないんですが、それがじゃあ、自主的事业は何割、公益事業は何割というのは、割合をお示しすることはちょっと難しくございます。

あとは、事業費と人件費の割合でございますが、こちらについてもおっしゃるとおり、人件費、やはりかかるところは必要な人件費っていうのはありますので、ただ、この間もですね、財団のほうで、これまで例えば指定管理業務が受託できなくなった部分で全体の事業費のボリュームが減ってきている中では、例えば職員の数を減らしたりというような努力はさせていただいているところでございますので、やはり請け負う事業に応じた、やっぱり相応の人員配置で本財団の経営をやっぱり行っていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

【吉崎教育長職務代理者】

だから、数字的には言いにくいってことですね。

【大島生涯学習推進課長】

そうですね。

【吉崎教育長職務代理者】

もう1点ですが、最初のほうで言うと、稼ぐほうと、市から持ち出されるものの割合ってどういうふうに考えているんですか。

【大島生涯学習推進課長】

そうですね、そこも。

【吉崎教育長職務代理者】

収入のほうです。

【大島生涯学習推進課長】

先ほども申し上げたとおり、やっぱり最終的には収支の相償、均衡が図られるっていうのが。

【吉崎教育長職務代理者】

半々ですか。

【大島生涯学習推進課長】

半々、それが半々には。

【吉崎教育長職務代理者】

半々にはならないよね。

【大島生涯学習推進課長】

公益財団法人ですので、公益事業の割合がやはり50パーセント以上やっぱり必要となっておりますので。

【吉崎教育長職務代理者】

それは当たり前です。それはわかっている上で、わかった上で聞いているんです。

【大島生涯学習推進課長】

ただ、やはり公益財団法人でございますので、そこを割り込まないような形で、公益事業のほうが多ければ多いほうが、経営的には財団の目的としてはそちらのほうの達成度が高いというふうには言えるかとは思いますが、じゃあそれが何割で、7割3割であるとか、そういった割合でということになりますと、なかなかちょっと、割合でお示しするのは難しいところでございます。

【吉崎教育長職務代理者】

公益事業の話ですよ。

【大島生涯学習推進課長】

はい。

【吉崎教育長職務代理者】

収入の部分で聞いたんですけど、それは避けられているから、収入のほうで言うと目安ってあるんですかって聞きたい。

理想はないんだと思うんですけどね。生涯学習ですからね、稼げて言っているわけじゃないんだから。

どの程度、事業所得っていうのは。稼げるのは2割とか、3割、目標はあるんですかと言いたかったんですけど。あと残りは持ち出しでしょうから。

【大島生涯学習推進課長】

その事業収入の目標、例えば額であるとか、全体の割合であるとか、そういったものについての目標値っていうものは特段設定してはございません。

【吉崎教育長職務代理者】

そうですね。ありがとうございます。

【渡邊教育長】

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

2点ありまして、まず1点は、今吉崎委員がおっしゃられた管理費の部分なんですけれど、人件費がこれから上がっていくのではないかと、もう上がっていると思うんですけれど、どんどん上がっていく中で、結構人件費を圧縮していくというのが難しい状況があるんじゃないかなと思っていて、それ以外に本当に事務のプロセスとか、そういうところでの管理費の縮減みたいなものも、具体的に考えていっていただきたいなというふうに思っています。そうじゃないと、働いている方がただ単に人を減らされて大変だということになってしまうと意味がないので、そういう全体を見た管理費の縮減ということを考えていただきたいというのが1点と、1ページの現状と課題、下から2番目のところなんですけど、これだけ読むと、地域のために働く人を育てるってところしか書いてないように見えてしまうのですが、生涯学習って、もちろん地域で活躍されたり、そういう人材を育てるという面もあると思うんですけど、それぞれの人生が豊かになるということも、もちろん生涯学習の大きな目的だと思うので、そちらについての課題というか、認識っていうものも書いていただけるといいなと思ってました。

【大島生涯学習推進課長】

まず1点目の、管理費の縮減につきましては、当然人件費だけを何かとらまえているということではございませんので、事務的な経費であるとか、そういったものを恒常的に見直すことによりまして、縮減を図っていくということで、必要なやっぱり、事業に必要な人材というか、マンパワーっていうのはありますので、そこはやはり確保しつつ、管理費の全体の縮減というのを図ってまいりたいというふうに考えています。

もう1点、現状と課題のところでお指摘のとおり、地域で活躍される方の育成というのはもちろんなんですけど、当然、例えば市民アカデミーの講座であるとか、各種講座、教養的な講座等も、一応財団のほうで実施をしておりますので、それぞれの市民の皆様が豊かに、それぞれの個人の人生が豊かになるような、そういった事業の取組というものも合わせてやっぱり、現状もやっておりますので、そこにつきましても大切にしていきたいというふうに考えております。

【高橋委員】

お願いします。

【渡邊教育長】

それではよろしいでしょうか。

では、ただいまの議案第28号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第28号は原案のとおり可決いたします。

議案第29号 就学通知処分取消等請求事件の取扱いについて

瀬川庶務課担当課長が説明した。

渡邊教育長が会議に諮った結果、議案第29号は原案のとおり可決された。

9 その他

【渡邊教育長】

それでは続きまして1件、その他という形でお願したいものがございます。

平成31年度に市立学校で使用する教科用図書の採択を行うため、既に告示しておりますとおり、8月26日、日曜日、午前10時から総合教育センター第1研修室にて、教育委員会臨時会を開催いたします。その臨時会の傍聴人の定員につきまして、事務局よりまず説明をお願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、次回臨時会の傍聴人の定員について御説明させていただきます。

お手元の資料で、傍聴人規則を資料として御用意させていただいておりますので、それを参考にしながら御説明させていただきます。

はじめに、日時、会場でございますが、既に御承知のとおり、今年度は中学校で使用する道徳教科用図書の初めての採択があり、多くの方が傍聴にお見えになることが想定されますので、8月26日、日曜日、午前10時から総合教育センター第1研修室とさせていただきます。

当日、総合教育センターの第1研修室には、傍聴席を用意する予定でございます。しかし、スペースに限りがあること、また非常時等の安全対策等も考えますと、お手元の資料の、傍聴人規則第2条に基づきまして、定員を180名と定めたいと思っております。

また、当日午前9時の時点で、定員を超えた場合は、抽選という形を考えております。9時の時点で、定員を満たしていない場合は、定員に達するまで先着順で傍聴人を受け入れることを検討したいと考えております。

なお、抽選に外れた方も音声を聞けるように、第1研修室前のロビーにて音声のみ放送することを検討したいと思っております。

以上教科用図書採択にかかる臨時会についての傍聴人の定員につきまして、御説明させていただきました。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

傍聴人の定員についてということでございますけれども、まずこの点何か御質問などございましたら、お願いいたします。

特によろしいようでしたら、ただいま事務局から説明されました案のとおり、8月26日、日曜日、午前10時から総合教育センター第1研修室にて教科用図書採択に係る、教育委員会臨時会を開催するに当たりまして、傍聴人の定員を180名と定め、当日午前9時の時点で傍聴希望者が定員を超えた場合には抽選とするということで、これについて異議はございませんでしょうか、改めて。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、そのように決定させていただきます。

10 閉会宣言

【渡邊教育長】

それでは、本日の会議はこれもちまして終了といたします。
お疲れさまでした。

(12時03分 閉会)